

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏名 J&T環境 株式会社  
代表取締役 長谷場 洋之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

呉 市 長 新 原 芳 明



許可の年月日 令和5年3月27日

許可の有効年月日 令和10年3月26日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理（混練）

## 産業廃棄物の種類

燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）、汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）  
 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、  
 鉱さい、がれき類、ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）  
 （これらのうち、水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理  
 産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 混練施設

ア 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 令和5年2月21日設置

処理能力 燃え殻、汚泥及び鉱さい 196.8t/16時間、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず及び  
がれき類 163.2t/16時間、ばいじん 187.2t/16時間

イ 広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53 令和5年2月21日設置

処理能力 燃え殻及びばいじん 243.2t/16時間

## (2) 保管施設

ア	広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53	36.5m <sup>3</sup>	燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		59.2m <sup>3</sup>	
イ	広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53	36.5m <sup>3</sup>	燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		59.2m <sup>3</sup>	
ウ	広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53	36.5m <sup>3</sup>	燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		59.2m <sup>3</sup>	
エ	広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53	36.5m <sup>3</sup>	燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		59.2m <sup>3</sup>	
オ	広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53	36.0m <sup>3</sup>	燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		48.7m <sup>3</sup>	
カ	広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53	32.7m <sup>3</sup>	燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		63.0m <sup>3</sup>	
キ	広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53	70.0m <sup>3</sup>	燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		82.7m <sup>3</sup>	
ク	広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53	25.7m <sup>3</sup>	燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		16.2m <sup>3</sup>	
ケ	広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53	26.7m <sup>3</sup>	燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		16.2m <sup>3</sup>	
コ	広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53	26.7m <sup>3</sup>	燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		16.2m <sup>3</sup>	
サ	広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53	25.4m <sup>3</sup>	燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		16.0m <sup>3</sup>	
シ	広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53	287.3m <sup>3</sup>	燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
		894.1m <sup>3</sup>	
ス	広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53	38.5m <sup>3</sup>	燃え殻及びばいじん 450.0m <sup>3</sup> , 容器保管
		18.1m <sup>3</sup>	
セ	広島県呉市川尻町小仁方一丁目37番53	225.0m <sup>3</sup>	燃え殻及びばいじん 225.0m <sup>3</sup> , 容器保管

## 3. 許可の条件 以下余白

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年3月27日 新規許可

令和6年4月11日 変更届（代表者）

令和6年9月10日 変更届（保管施設）

令和7年2月13日 変更届（保管施設）

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

—有—・無